別表第三高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第百三十九条第一項各号（支払基金の業務）に掲げる業務、同法附則第十一条第一項（病床転換助成事業に係る支払基金の業務）に規定する業務及び介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第百六十条第一項各号（支払基金の業務）に掲げる業務に関する文書の項中「業務及び」を「業務」に、「業務に」を「業務及び感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）第三十六条の二十五第一項各号（支払基金の業務）に掲げる業務に」に改める。

（国税通則法の一部改正）

第十一条　国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）の一部を次のように改正する。

第三十八条第四項中「六月」を「一年」に改める。

第六十八条第一項中「仮装し、」の下に「かつ、」を、「納税申告書」の下に「又は第二十三条第三項（更正の請求）に規定する更正請求書（次項において「更正請求書」という。）」を加え、同条第二項中「仮装し、」の下に「かつ、」を、「後に納税申告書」の下に「若しくは更正請求書」を加え、同条第三項中「仮装し、」の下に「かつ、」を加える。

第七十四条の四第一項中「特例輸入者（同法第三十条の六第二項」に、「特例輸入者を」を「特例申告者（同法第三十条の六第二項」に、「特例輸入者を」を「特例申告者を」に改め、同項第四号中「特例輸入者」を「特例申告者」に改める。

（国税徴収法の一部改正）

第十二条　国税徴収法（昭和三十四年法律第百四十七号）の一部を次のように改正する。

第二条第七号中「第三十九条」を「第四十一条」に改め、「又は第四十一条（人格のない社団等に係る第二次納税義務）」を削る。

第四十条を次のように改める。

（偽りその他不正の行為により国税を免れた株式会社の役員等の第二次納税義務）

第四十条　偽りその他不正の行為により国税を免れ、又は国税の還付を受けた株式会社、合資会社又は合同会社がその国税（その附帯税を含む。以下この条において同じ。）を納付していない場合において、その株式会社、合資会社又は合同会社に対し滞納処分を執行してもなおその徴収すべき額に不足すると認められるとき（合資会社にあつては、第三十三条（合名会社等の社員の第二次納税義務）の無限責任社員に対し滞納処分を執行してもなおその徴収すべき額に不足すると認められる場合に限る。）は、その偽りその他不正の行為をしたその株式会社の役員又はその合資会社若しくは合同会社の業務を執行する有限責任社員（その役員又は有限責任社員を判定の基礎となる株主又は社員として選定した場合にその株式会社、合資会社又は合同会社が法人税法第六十七条第二項（特定同族会社の特別税率）に規定する会社に該当する場合におけるその役員又は有限責任社員に限る。以下この条において「特定役員等」という。）は、その偽りその他不正の行為により免れ、若しくは還付を受けた国税の額又はその株式会社、合資会社若しくは合同会社の財産のうち、その偽りその他不正の行為があつた時以後に、その特定役員等が移転を受けたもの及びその特定役員等が移転をしたもの（その株式会社、合資会社又は合同会社の取引の内容その他の事情を勘案して、当該取引の相手方との間で通常の取引の条件に従つて行われたと認められるその株式会社、合資会社又は合同会社の各事業年度の収益に係る売上原価、販売費又は一般管理費の額の基因となる取引その他の政令で定める取引として移転をしたものを除く。）の価額のいずれか低い額を限度として、その滞納に係る国税の第二次納税義務を負う。

第百三十三条第三項中「前項」を「税務署長は、前項」に、「における換価代金等の交付については、政令で定めるところによる」を「には、換価代金等を供託しなければならない。この場合（前項の規定により換価代金等を交付することができない場合に限る。）において、税務署長は、その旨を異議に関係を有する者に通知しなければならない」に改め、同条に次の七項を加える。

4　前項の場合において、確定判決、異議に関係を有する者の全員の同意その他の理由により換価代金等の交付を受けるべき者及び金額が明らかになつたときは、これに従つて配当しなければならない。この場合において、税務署長は、その配当を受けるべき者に配当額支払証を交付するとともに、同項の規定により供託した供託所に支払委託書を送付しなければならない。

5　前項の規定による配当を受けるべき者に対する供託所の支払は、同項の支払委託書に基づき行うものとする。

6　第三項の規定による供託がされた場合における当該供託に係る債権者は、その供託の事由が消滅したときは、直ちに、その旨を税務署長に届け出なければならない。

7　税務署長は、第三項の規定による供託がされた場合において、その供託がされた日（この項の規定による催告によりその供託に係る供託の事由が消滅していない旨の届出をした場合にあつては、最後に当該届出をした日）から前項の規定による届出がされることなく二年を経過したときは、当該供託に係る債権者に対し、その供託に係る供託の事由が消滅しているときは同項の規定による届出をし、又はその供託に係る供託の事由が消滅していないときはその旨の届出をすべき旨を催告しなければならない。

8　前項の規定による催告を受けた当該供託に係る債権者が、催告を受けた日から十四日以内に第六項の規定による届出又は前項の供託の事由が消滅していない旨の届出をしないときは、税務署長は、当該供託に係る債権者を除外して第四項の規定により供託金について換価代金等の配当を実施する旨の決定をすることができる。

9　前項の決定は、当該供託に係る債権者が当該決定の告知を受けた日から七日を経過した日にその効力を生ずる。ただし、当該供託に係る債権者が当該七日の期間が経過するまでに第六項の規定による届出又は第七項の供託の事由が消滅していない旨の届出をしたときは、この限りでない。

10　当該供託に係る債権者が第七項に規定する期間を経過する前に税務署長にその供託に係る供託の事由が消滅していない旨の届出をしたときは、同項の規定の適用については、同項の供託の事由が消滅していない旨の届出があつたものとみなす。

第百五十九条第五項第二号及び第三号中「六月」を「一年」に改める。

（租税特別措置法の一部改正）

第十三条　租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）の一部を次のように改正する。

目次中「第六節　その他の特例（第四十一条の三の三―第四十一条の三の十二の二）」を「第五節の二　令和六年分における特別税額控除（第四十一条の三の三―第四十一条の三の十）」に、「第三節の三　沖縄の認定法人の課税の特例（第六十条）」を「第三節の三　沖縄の認定法人の課税の特例（第六十一条）」に、「第三節の四　国家戦略特別区域における指定法人の課税の特例（第六十一条の三）」を「第三節の四　特許権等の譲渡等による所得の課税の特例（第五十九条の三）」に、「第五節の二　その他の税の特例（第六十条）」を「第六節　その他の特例（第四十一条の三の十一―第四十二条の三）」に改める。

第四条の五第二項中「同条第三項の規定又は」を削り、同条第九項中「、同条第三項中「支出した金銭」とあるのは「支出した金銭（租税特別措置法第四条の五第一項の規定の適用を受けた同項に規定する利子等の金額に相当する部分を除く。）」と」を削る。

第五条の三の見出し中「利子等」を「利子」に改め、同条第一項中「又は剰余金の配当（以下この条において「利子等」という。）」を削り、「利子等に」を「利子に」に改め、「又は第八条の二第一項第二号に掲げる社債的受益権」を削り、同条第二項中「発行者（特定振替社債等のうち第四項第七号ホに掲げるものにあつては、同号ホに掲げるものに係る特定目的信託の資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号）第二百二十四条に規定する原委託者。以下この条（同項第一号を除く。）において同じ。）」を「発行をする者」に、「発行者との」を「発行をする者との」に、「利子等」を「利子」に改め、同条第三項及び第四項第七号中「利子等」を「利子」に、「発行者」を「発行をする者」に改め、同号ホを削り、同号ヘを同号ホとし、同号トからリまでを同号ヘから